

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530004

研究課題名(和文)近代フランス司法制度の法社会史的研究

研究課題名(英文)Legal Social History of the Judicial Institutions in Modern France

研究代表者

石井 三記 (ISHII, MITSUKI)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60176146

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近代フランスの司法制度に焦点をあて、近代法の内実を法制度のみならず法の担い手や紛争解決の法文化・法思想にまで対象の幅を広げて法社会史的に探究しようとするものである。一般に西洋近代法のイメージは、裁判による紛争解決制度が全国に均質的なかたちで拡張し、法規範による規律化ないし合理化の進展として描かれているが、実際はフランス革命から20世紀のなかばまで治安判事が調停制度の担い手として活動していたのであり、19世紀中葉には勸解制度の利用がピークに達する。このような問題関心から明治日本の近代法制度も検討でき、比較司法史研究への一歩を踏み出すことができると考える。

研究成果の概要(英文)：This research tends to focus on the modern French legal and judicial institutions from the viewpoint of the legal social history, particularly taking account of the French jurists (juges de paix, for example) from the French Revolution until the middle of the twentieth century. Generally, the image of the modern law is considered as the dispute settlement by the court trial applying the law in the code-book to all cases, but French people preferred the court-mediated settlement at the initiative of the judge of the peace in the nineteenth century France. In this perspective, we can make a step toward the comparative legal history.

研究分野：法制史

キーワード：近代法 司法史 フランス 治安判事

## 1. 研究開始当初の背景

わが国における近代フランス司法制度の研究は、明治初期の勸解前置主義の制度的起源がフランスにあったことから、おもに民事訴訟法研究者によってなされてきた。代表的な研究者として小山昇、染野義信、三ヶ月章、江藤价泰、山本和彦、垣内秀介などを挙げることができるが、とりわけ小山昇「フランス調停法小史」(1986年初出、のちに『小山昇著作集』第7巻、信山社出版、1991年)は法制史研究としても出色の出来となっており、勝田有恒「紛争処理法制継受の一断面 勸解制度が意味するもの」(『国際比較法制研究』1、1990年)にも受け入れられているところとなっている。

しかし、フランスの *juge de paix* の訳語について、小山、勝田、垣内の諸論稿では「治安判事」ではなく、「平和の裁判官」となっている点など、*juge de paix* が民事的な場面だけでなく刑事の領域でも少なからぬ役割を果たしていることが見落とされる懸念がある。つまり、司法制度を民事刑事の全体として把握していく必要を主張したいと考えた。

なお、国内の研究動向としては、野田良之以来のフランス法研究者、また稲本洋之助のフランス革命初期の裁判制度や治安判事についての一連の論文が重要であり、近年では佐藤岩夫を代表者とする『ヨーロッパの司法統計』、(東京大学社会科学研究所、2010年)にフランス司法統計のガイドもあり、法社会史的ないし歴史社会学的アプローチの一步が踏み出された。

## 2. 研究の目的

司法の歩みは、従来、国家による暴力の排他的な独占を背景にして、裁判による公的な紛争解決制度が全国に均質的なかたちで拡張し、法規範による規律化ないし合理化の進展として描かれてきたと思われる。本研究の目的は、フランスの司法史研究に着想を得て研究対象を拡げ、一方で裁判の「前段階」ととどまるとされた勸解調停の実態やその担い手にせまり、司法制度の法思想史の探究についても、モンテスキューのことばとして知られている「裁判官は法律を語る口」のフレーズを再検討することで、近代司法制度の実像を明らかにすることを目指すことに努めるようにした。

このように本研究では、フランスの司法史研究の動向を参照しながら、時代としてはフランス革命以降およそ19世紀末までの司法制度の実態に迫ることを目標にしている。研究対象の時期としては、もちろん、革命以前のアンシャン・レジームについても言及せざるをえないし、20世紀1958年の治安判事制度の廃止までトレースすることにはなるが、研究動向や統計資料の制約の点から革命以降19世紀末としている。そして、その期

間の司法制度の全体像を法社会史的な手法で明らかにすることを考えた。

## 3. 研究の方法

フランスの法制史全般の研究動向においては、「司法史(Histoire de la justice)」のジャンルが確立するのは1990年代からと比較的新しく、その手法は法制史にとどまることなく、歴史社会学、民俗学ないし文化人類学等の学際的な方法が特徴的であり、研究対象も、司法史の教科書も書いているJ.-P.Royerが言うように、司法における担い手、言語、儀礼、建築、図像など幅広く研究されるようになった。

また、「アンフラ・ジュスティス」の観点も重要である。これは近代法の従来のイメージである裁判中心の見方にたいして、それは近代司法制度において水面に現われている氷山の頂点部分にすぎないことを、歴史的に解明することになる。その際に統計的なデータ(フランスの19世紀半ばの勸解件数は年平均で百万を超えていた)と個別紛争解決の具体相(とくに当事者だけにとどまらない法的ディスクールに注目したい)を明らかにする。

このような研究動向を念頭におきながら、本研究では近代フランスの司法制度へのアプローチとして「法令」、「担い手」、「運用」の3つの視角から解明していくことをねらった。

## 4. 研究成果

まず法令のレヴェルについては革命期に近代司法制度の礎を据えた1790年8月16日=24日の法律が重要であり、これは当初、裁判官一般から始まるはずの章立てが「仲裁」が冒頭に置かれることになったもので、裁判は近代司法制度において氷山の頂点の一角にすぎないことを象徴的に示している。つぎに担い手のレヴェルでは革命期に創設された治安判事の役割に注目した。その際に治安判事の源流がイギリスやオランダだけでなく、むしろアンシャン・レジームにあったことに焦点をあて、この身近な裁判官の理念が21世紀に近隣裁判官となってフランスに蘇った。ただ、この近隣裁判官は今日、司法予算の関係で見直されている。最後に実際の運用の問題であるが、ここでは治安判事の前での勸解制度につき、使い勝手のよくなった小勸解制度の誕生から19世紀半ばには年平均400万件近い利用という驚くべき数値の推移を当時の具体的な細かな事案を掘り起こした。

本研究期間中の2014年1月には、フランス・リール大学司法史研究センターと法制史学会中部部会との共催、名古屋大学大学院法学研究科の後援で、日仏シンポジウム「司法史研究の比較可能性」を開催することができ

た。研究代表者はこのシンポジウムの日本側窓口をつとめたが、フランス側から7名、日本側は5名の報告者を集めることができ、フランス側の報告にはアンシャン・レジーム期の判例集の役割、教会裁判所での姦通事案での男性の処罰、地方パルルマン法院の民事裁判の事例、19世紀フランス労働裁判所での調停、フランス革命前の決闘の処罰などの司法史研究の最前線を披露してもらうことができ、このフランス側の報告にたいして、日本の江戸、明治の裁判や調停のあり方、近代ドイツの営業裁判所の報告がなされ、比較司法史研究の可能性についての討論が活発になされた。

2015年には、3月12日13日にリール大学で開催されたシンポジウム「Gestion des conflits, resolution des conflits」の第3セッション「justice et gouvernance economique et commerciale」の座長役をつとめ、同年3月20日にはパリ第10大学での日仏シンポジウムの「法制史」セッションにおいて、司法制度改革の立法事業の事例として、ボワソナードの弟子ともいべき梅謙次郎の、併合前の韓国における事績で探る報告をおこなった。

今後、これまで培ったフランスとの研究協力体制を維持強化しつつ、日本やドイツ、イギリスなどの法制史研究者も巻き込んで、近代司法史の比較研究を組織していきたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

セルジュ・ドシ(著) 石井三記(訳および解説)、「モンテスキューの有名な喩え『法律の口としての裁判官』について」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、256号、2014年、325 - 343頁、

<http://hdl.handle.net/2237/20501>

石井三記、「一七八九年フランス人権宣言のテルミノロジーとイコノロジー」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、255号、2014年、37 - 80頁

ミシェル・ナシエ(著) 石井三記(監訳) 嶋中博章・福田真希(共訳)、「16世紀から18世紀フランスにおける暴力とその衰退」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、253号、2014年、521 - 544頁

石井三記、「書評 金山直樹『法典という近代 装置としての法』」、『法制史研究』、査読無、62号、2013年、291-298頁

パスカル・ブロック、石井三記、ピエール・ボナン他5名著、石井三記(監訳) 福田真希(訳)、「シンポジウム『アジアとヨーロッパにおける人権 確立・制度・保障』」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、248号、2013

年、252 - 348頁

ジャン=ルイ・アルペラン(著) 石井三記(訳)、「モンテスキューの作品における法と正義 法制史と法理論の交差する読解」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、247号、2012年、160 - 188頁

〔学会発表〕(計 3 件)

石井三記、「L'impossible codification en Coree sous protectorat japonais: la tache legislative d'UME Kenjiro, un autre Boissonade」、『2015年3月20日、パリ第10大学

石井三記、「日仏シンポジウム『司法史研究の比較可能性』趣旨説明」、『2014年1月25日、名古屋大学

石井三記、「1789年フランス人権宣言のテルミノロジーとイコノロジー」、『2013年6月15日、法制史学会第62回総会、法政大学

〔図書〕(計 1 件)

セルジュ・ドシ、タンギ・ル・マルカドゥル、神保文夫、松本尚子、林真貴子、福田真希、プリュノ・デュボワ他5名著、石井三記・芹生尚子・土志田佳枝・福田真希(共訳)、『日仏シンポジウム 司法史研究の比較可能性』報告原稿対訳集(簡易製本)、査読無、2014年1月、94頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件) なし

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件) なし

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 三記 (ISHII, Mitsuki )  
名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60176146

(2)研究分担者

なし

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

なし

( )

研究者番号：